

令和 7 (2025) 年度

自己点検・評価報告書

令和 8 (2026) 年 6 月

福島学院大学短期大学部

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的	1
II. 沿革	2
本学の現況	3
学生数、教員数、職員数	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	4
基準 1. 使命・目的	5
基準 2. 内部質保証	7
基準 3. 学生	12
基準 4. 教育課程	21
基準 5. 教員・職員	27
基準 6. 経営・管理と財務	33

令和 7（2025）年度 自己点検・評価報告書 刊行にあたって

新たな評価制度への対応を意識した評価の在り方を目指して

福島学院大学短期大学部は、これまで総合的な視点から質の向上を目指し、自己点検・評価を実施してきておりますし、特に認証評価受審時にご指摘いただきました事項については、さらに重点的に改善に取り組んできております。今年度から本学では、自己点検・評価にチェックリストを採用し、より合理的に実施できること、また分析がしやすいなどのメリットを活用しております。また、自己点検・評価の公表は、社会的な評価を意識し、常に質向上の努力への刺激となっていることは勿論、社会に対しても本学が目指す人材の育成の在り方や方向性を明確に示すことにもつながっていると考えております。

このたび文部科学省より、「新たな評価制度の在り方」についての提言がなされており、「教育の質」が見える化し、当然求められる教育の質を確実に保証すること（質保証の徹底）、そして教育の質向上を後押しすること（質向上の促進）を、その提言は目的としています。同時にその提言は、短期大学全体として質保証されているかを確認、評価しますが、学科ごとの教育の質に特化した評価を厳しくし、質保証の徹底を図る必要があることを強調しています。この点では、本学のように 2 学科体制の短期大学においては、学科ごとにより厳格な質保証の徹底を図り、質向上の促進を図る必要があると認識しております。

加えて本学のような小規模校においては、各学科がそれぞれに特徴を持ち、その特質が確実に評価され、その存在意義が社会的に理解され、特に受験生にとって魅力になっていることが重要です。そして、この魅力とは、質の見える化につながり、質の高さを意味するものでなければならないと感じております。特に教育内容や方法については、目標とする人材の育成、学生の学修成果、そして学生の学びと成長の結果といったポイントに強く関連することです。ゆえに本学は、カリキュラムの改善と工夫を行うとともに、FD や学科内での勉強会等を通して教育方法（教授法）の開発と効果的な実践の在り方の研究と質の向上に力を入れてきました。

本学は、自己点検・評価を文部科学省の示す新たな評価制度に対応するように、必要に応じて改善・強化を進めていく所存です。結果として、本学特有の課題とする部分の質の向上の達成とその見える化に努力してまいります。

令和 8（2026）年 6 月

福島学院大学短期大学部

学長 遠藤 克弥

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的

1. 建学の精神

「真心こそすべてのすべて」

本学では昭和 16 (1941) 年の開学以来、創立者の信念である「真心こそすべてのすべて」を建学の精神に掲げ、専門の学芸を教授するだけでなく、真心 (Sincerity=偽りや飾りのない心) と思いやり (Hospitality=その人の身になって考える) を涵養する教育を目指してきた。

「真心」とは、人間の誰でもが生まれながらにして有している心の在り方である。やさしさ、思いやり、誠実といった『徳』とされる人間の倫理的行動につながるものであり、よりよい人間関係の創造と維持の力となるものである。そして「真心」は、相違や多様性を超えた、人類に共通する心の在り方であり、身近な地域や国内だけでなく、国際社会における相互理解と共生の真の在り方へも導くものである。こうした社会の「すべての人々、すべての状況」に対応し得る「真心」を理解し、「真心」を持って国内外の社会において活動し得る人材の育成を目指すという建学の精神のもとに本学は発展してきた。

2. 使命・目的

福島学院大学短期大学部学則

第 1 条 本学は教育基本法、学校教育法に則り、学院創立者の信念である「真心こそすべてのすべて」という建学の精神に基づき、Sincerity (真心) と Hospitality (思いやり) を教育の根本におき、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させ、地域社会に積極的かつ実践的に貢献することを目的とする。

各学科の教育目的および人材育成の目的

福島学院大学短期大学部学則

第 5 条の 2

1. 保育学科においては、多様な保育ニーズに対応できる教養と専門的な知識・技術を持った人材を育成する。
2. 食物栄養学科においては、豊かな教養と、よりよい食生活を実現するための理論と実践を身につけた人材を育成する。

Ⅱ. 沿革

1. 本学の沿革

昭和 16 (1941) 年	創立者・菅野慶助、菅野八千代により洋裁教育を通じて婦人の教養及び社会的地位向上を目的とし、福島学院大学の前身となる福島高等洋裁学院を開校
昭和 24 (1949) 年	私立学校法により財団法人となる
昭和 41 (1966) 年	緑ヶ丘女子短期大学開学、保育科開設
昭和 43 (1968) 年	福島女子短期大学に名称変更、服飾美術科、食物栄養科開設
昭和 46 (1971) 年	福島女子短期大学保育科第二部開設
昭和 49 (1974) 年	福島女子短期大学附属幼稚園開園
昭和 51 (1976) 年	福島高等洋裁学院を学校法人福島ドレスメーカー専門学校へ名称変更
昭和 60 (1985) 年	学校法人福島ドレスメーカー専門学校廃止、福島女子短期大学秘書科開設
平成元 (1989) 年	生活教養科開設 (服飾美術科・学科名変更)
平成 4 (1992) 年	学校法人福島学院に法人名称変更
平成 12 (2000) 年	福島学院短期大学に名称変更し男女共学化 生活デザイン科開設 (生活教養科・学科名変更) 情報ビジネスコミュニケーション科開設 (秘書科・学科名変更)
平成 13 (2001) 年	福祉心理科、専攻科福祉専攻第一部開設
平成 14 (2002) 年	情報ビジネス科開設 (情報ビジネスコミュニケーション科・学科名変更)
平成 15 (2003) 年	福島学院大学開学、福祉学部福祉心理学科開設 福島学院短期大学生生活デザイン科、福祉心理科募集停止 (大学へ定員振替)
平成 16 (2004) 年	福島学院大学短期大学部、福島学院大学附属幼稚園に名称変更
平成 18 (2006) 年	福島駅前キャンパス開設
平成 19 (2007) 年	大学院臨床心理学研究科臨床心理学専攻 (修士課程) 開設
平成 24 (2012) 年	福島学院大学短期大学部専攻科臨床栄養専攻、情報ビジネス専攻開設
平成 25 (2013) 年	大学院心理学研究科臨床心理学専攻に研究科名変更 大学院心理学研究科こども心理専攻開設
平成 27 (2015) 年	福島学院大学福祉学部こども学科開設 福島学院大学附属幼稚園を幼保連携型福島学院大学認定こども園へ移行
平成 29 (2017) 年	福島学院大学短期大学部専攻科福祉専攻第一部、臨床栄養専攻、情報ビジネス専攻廃止 福島学院大学短期大学部 保育科第一部を保育学科、食物栄養科を食物栄養学科、情報ビジネス科を情報ビジネス学科に学科名変更
平成 30 (2019) 年	福島学院大学短期大学部保育科第二部廃止

福島学院大学短期大学部

- 令和 2（2020）年 大学院心理学研究科こども心理専攻廃止
 令和 5（2023）年 福島学院大学短期大学部 情報ビジネス学科募集停止
 福島学院大学マネジメント学部地域マネジメント学科開設
 令和 6（2024）年 福島学院大学短期大学部情報ビジネス学科廃止

2. 本学の現況

・短期大学名

福島学院大学短期大学部

・所在地

福島県福島市宮代乳児池 1-1（宮代キャンパス・法人本部）

福島県福島市本町 2-10（福島駅前キャンパス）

・学科構成

福島学院大学短期大学部

保育学科（宮代キャンパス）

食物栄養学科（宮代キャンパス）

・学生数、教員数、職員数（令和 7（2025）年 5 月 1 日現在）

学生数（単位：人）

福祉学部

学科名	1 年	2 年	計
保育学科	51	71	122
食物栄養学科	23	23	46
合計	74	94	168

教員数（単位：人）

福祉学部

学科名	専任教員						兼任教員
	教授	准教授	講師	助教	計	助手	
保育学科	5	2	6	0	13	0	8（12）
食物栄養学科	3	1	2	0	6	0	8（4）
合計	8	3	8	0	19	0	16（16）

※兼任教員の括弧書きは大学の専任教員数

職員数（単位：人）

専任職員	8
特別職員	5
派遣職員	1
合計	14

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

(1) 評価区分（自己評価）

本評価報告書作成にあたり、各評価基準については、以下の基準に基づき記載している。

評価記号	内容
A	対象期間内に、評価の視点に適う取組が適切に実施されている。
B	対象期間内に、評価の視点に適う取組は実施されているが、十分とはいえず改善の余地がある。
C	対象期間内に、評価の視点に適う取組が十分に実施されていない。

(2) 評価区分（エビデンス資料）

本評価報告書作成にあたり、以下の区分によりエビデンス資料の確認状況を記載している。

確認記号	内容
A	評価の根拠となる資料・記録が整理され、確認可能な状態で備えられている。
B	評価の根拠となる資料・記録は一部確認できるが、不足又は整理が不十分である。
C	評価の根拠となる資料・記録が未整備、又は確認できない。

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

評価	評価の視点
A	①学内外への周知 使命・目的及び教育研究上の目的をどのように学生、教職員、役員、学外関係者に周知しているか。
	周知の方法：本学 Web サイト及び大学案内パンフレット、学生便覧へ記載することにより周知している。
A	②中期的な計画への反映 使命・目的及び教育研究上の目的を中期的な計画に反映しているか。
A	③三つのポリシーへの反映 使命・目的及び教育研究上の目的を三つのポリシーに反映しているか。
A	④教育研究組織の構成との整合性 使命・目的及び教育研究上の目的を達成するために必要な学部・学科などの教育研究組織を整備しているか。
A	⑤変化への対応 社会情勢や組織の改編などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育研究上の目的の検証を行っているか。
確認	指定するエビデンス資料
A	□短期大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL ・ https://www.fukushima-college.ac.jp/spirit/ ・ https://www.fukushima-college.ac.jp/philosophy/
A	□使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則 ・ 教学委員会規程 ・ 大学及び短期大学部運営委員会設置規程
A	□その他のエビデンス資料 ・ 学校法人福島学院第三期中期計画 ・ 教育研究上の基本組織及び目的 https://www.fukushima-college.ac.jp/disclosures_basic/
【基準に係る判断】以上の内容を踏まえ当該基準を満たすか、満たさないか ■ 当該基準を満たす	
【成果が出ている取組み、特色ある取組み】 使命・目的及び教育研究上の目的について、本学 Web サイト、大学案内パンフレット及び学生便覧を通じて学生、教職員、役員及び学外関係者に広く周知を行っている。また、教育研究上の目的を踏まえ、第三期中期計画及び三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）との整合を図りながら、教育研究活動及び大学運営に反映している。	

さらに、教育研究上の目的を達成するために必要な学科の教育研究組織を整備し、社会的要請や地域課題への対応を意識した教育体制の構築に努めている。

【自己点検により発見された課題などに対する改善状況と今後の取組み予定】

使命・目的及び教育研究上の目的については概ね適切に周知及び運用されているものの、社会情勢や教育ニーズの変化等を踏まえ、使命・目的及び教育研究上の目的について継続的な検証を行うとともに、必要に応じて中期計画や三つのポリシーとの整合性を確認し、適切な見直しを進め、教育研究活動や組織運営により適切に反映していく。

また、本学 Web サイト等における情報発信内容についても定期的に点検し、学内外への理解促進及び周知の充実を図る。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

評価	評価の視点
B	①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立 内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。
A	①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立 内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。
A	①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立 内部質保証のための責任体制が明確になっているか。
確認	指定するエビデンス資料
B	☐ 内部質保証に関する全学的な方針等 ・ 自己点検・評価に関する規程
A	☐ 内部質保証のための組織図等 ・ 内部質保証のための組織体制図
A	☐ 内部質保証に責任を持つ会議体の規則等 ・ 自己点検・評価に関する規程
—	☐ その他のエビデンス資料 ・ 該当なし
【基準に係る判断】 以上の内容を踏まえ当該基準を満たすか、満たさないか ■ 当該基準を満たす	
【成果が出ている取組み、特色ある取組み】 内部質保証については、「自己点検・評価に関する規程」に基づき、自己点検・評価委員会を中心とした恒常的な組織体制及び責任体制を整備している。また、内部質保証のための組織体制図を作成し、学科、各委員会及び事務局との連携の下で、全学的な自己点検・評価を継続的に実施する体制を構築している。 さらに、自己点検・評価の結果を教育研究活動及び大学運営の改善につなげるため、関係会議体において課題共有及び改善方策の検討を行い、内部質保証に係る PDCA サイクルの推進に努めている。内部質保証に責任を持つ会議体及び役割分担を明確化し、継続的な質保証活動を支える運営体制を整備している。	
【自己点検により発見された課題などに対する改善状況と今後の取組み予定】 内部質保証体制の実効性向上に向け、自己点検・評価の実施状況及び組織体制の検証を継続する。現状では、「自己点検・評価に関する規程」に基づく運用が中心となっており、内部質保証の目的、基本方針、推進体制及び改善サイクルを全学的に明示した方針の整備が課題である。 今後は、自己点検・評価委員会を中心として、内部質保証に関する全学的な方針の策定を進め、内部質保証の目的、推進体制、責任体制及び改善プロセスを明確化するとと	

もに、学内での共有を図る。また、自己点検・評価の実施状況及び組織体制の検証を継続し、教育研究活動及び大学運営の質向上につながる実効性の高い内部質保証体制の構築を推進していく。

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

評価	評価の視点
A	①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。
A	①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有 エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的実施しているか。
A	①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有 自己点検・評価の結果を学内で共有しているか。
B	②IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う体制を整備しているか。
確認	指定するエビデンス資料
A	☐ 自己点検・評価に関する規則 ・自己点検・評価に関する規程
A	☐ 直近の自己点検・評価の報告書 ・令和6(2024)年度 福島学院大学短期大学部自己点検・評価報告書
A	☐ 自己点検・評価を担当する会議体の議事録 ・自己点検・評価委員会議事録
A	☐ 自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書 ・ https://www.fukushima-college.ac.jp/disclosures_evaluation/
A	☐ IRなどを検討する会議体の規則 ・IR推進委員会規程
—	☐ その他のエビデンス資料 ・該当なし
【基準に係る判断】以上の内容を踏まえ当該基準を満たすか、満たさないか ■ 当該基準を満たす	
【成果が出ている取組み、特色ある取組み】 内部質保証のための自己点検・評価については、「自己点検・評価に関する規程」に基づき、自主的・自律的な点検・評価を定期的実施している。自己点検・評価委員会を中心として、各科課室においてエビデンスに基づく自己点検・評価を行い、その結果について検証及び共有する体制を整備している。 また、自己点検・評価報告書を作成し、本学Webサイトを通じて学内外へ公表することで、評価結果の透明性確保及び情報共有に努めている。加えて、IR推進委員会規程に	

基づき、学修成果、学生生活等に関する調査・データ収集を行う体制を整備し、教育研究活動及び大学運営の改善に資する基礎資料の蓄積を進めている。

【自己点検により発見された課題などに対する改善状況と今後の取組み予定】

自己点検・評価については、エビデンスに基づく定期的な実施及び結果共有の仕組みを整備している。一方で必要なデータ収集体制は整備されているものの、IR 機能を活用した調査・データ収集後の分析及び改善への活用については十分とはいえず、分析結果を自己点検・評価や教育研究活動の改善に結び付ける仕組みについて、更なる充実が課題である。

今後は、IR 推進委員会を中心として、収集したデータの分析体制及び活用方法の整備を進め、学修成果等の分析結果を自己点検・評価及び教育研究活動の改善に効果的に反映する仕組みの構築を図る。また、自己点検・評価委員会との連携を強化し、データに基づく改善サイクル（PDCA）の実効性向上を推進するとともに、内部質保証体制の更なる充実に取り組んでいく。

2-3. 内部質保証の機能性

評価	評価の視点
A	①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用 アンケートや学生との対話をはじめとする、学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムを適切に整備しているか。
A	①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用 学生の意見・要望の分析結果を教育研究や短期大学運営の改善・向上に反映しているか。
A	②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用 学外関係者に意見・要望を聞き、その分析結果を教育研究や短期大学運営の改善・向上に生かす努力をしているか。
A	③内部質保証のための学部、学科、研究科などと短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性 三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に反映しているか。
A	③内部質保証のための学部、学科、研究科などと短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性 自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中期的な計画に基づいた短期大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能しているか。
A	③内部質保証のための学部、学科、研究科などと短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性 自己点検・評価、認証評価などの結果を積極的に公表・説明し、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう努力しているか。

確認	指定するエビデンス資料
C	☐ 学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など ・該当なし
A	☐ 学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則 ・教学委員会 ・学科授業改善委員会
B	☐ 学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など ・内部質保証のための組織体制図
A	☐ 学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則 ・自己点検・評価に関する規程
A	☐ 三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録 ・自己点検・評価委員会議事録 ・教学委員会議事録
A	☐ 自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録 ・自己点検・評価委員会議事録
A	☐ 自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など ・ https://www.fukushima-college.ac.jp/disclosures_evaluation/
A	☐ その他のエビデンス資料 ・ 学生受講規程（意見投書ポストの設置） ・ 学修行動と学生生活に関する実態調査 ・ 学科評議員会設置及び委員委嘱に関する規程
【基準に係る判断】 以上の内容を踏まえ当該基準を満たすか、満たさないか ■ 当該基準を満たす	
【成果が出ている取組み、特色ある取組み】 学修行動と学生生活に関する実態調査や意見投書ポスト等を通じて、学生の意見・要望を把握し、教学委員会等において教育研究や学生支援の改善に活用できるよう、アンケートの集計結果等を共有している。 自己点検・評価結果を本学 Web サイトで公表し、内部質保証に係る PDCA サイクルの推進に努めている。 また、学科評議員会を設置し、学外関係者の意見を、学科の教育運営の改善に反映する体制を整備している。	
【自己点検により発見された課題などに対する改善状況と今後の取組み予定】 学修行動と学生生活に関する実態調査については、学生の学修状況、学生生活及び教育研究活動に対する意見・要望をより適切に把握し、改善につなげる観点から、IR 推進	

委員会による検証を通じて設問内容や実施方法の精査を進めていく。収集したデータについては、分析及び結果活用の充実を図り、教育研究活動や学生支援、学修環境の改善に資するエビデンスとして活用できる体制の強化に努める。

また、三つのポリシーを起点とした内部質保証については、自己点検・評価及び教育研究活動の検証に加え、学科評議員会等を通じた学外関係者の意見も踏まえながら、点検・評価から改善につなげる PDCA サイクルの実効性向上を図る。あわせて、学生及び学外関係者の意見・要望を教育研究や大学運営の改善に反映する仕組みについて、より分かりやすい説明及び学内共有の充実に向け、体制やプロセスを可視化する図等の整備を進めていく。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

評価	評価の視点
A	①アドミッション・ポリシーの策定と周知 アドミッション・ポリシーを定め、周知しているか。
A	②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証 アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜制度を整備しているか。
A	②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証 入学者選抜などを、適切な体制のもとで公正かつ妥当な方法により実施し、その検証を行っているか。
C	③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持 入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。
確認	指定するエビデンス資料
A	□アドミッション・ポリシーを示す部分の URL ・ https://www.fukushima-college.ac.jp/feature/ ・ https://www.fukushima-college.ac.jp/disclosures_study/
A	□アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則 ・ 教学委員会規程
A	□入試方法の検討と検証を行う会議体の規則 ・ 各種委員会等設置規程
A	□その他のエビデンス資料 ・ 学科会議設置規程 ・ 福島学院大学短期大学部入学者選抜規程 ・ 2026 大学案内パンフレット ・ 学生便覧 https://www.fukushima-college.ac.jp/disclosures_study/ ・ 令和 8（2026）年度入学選抜要項
【基準に係る判断】以上の内容を踏まえ当該基準を満たすか、満たさないか ■ 当該基準を満たす	
【成果が出ている取組み、特色ある取組み】 本学では、建学の精神及び教育理念に基づき、各学科における入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確に定め、公表している。これらの方針については、オープンキャンパス、各種進路ガイダンス、高等学校訪問等を通じて、入学志願者及び高等学校の進路指導担当者に周知を図り、アドミッション・ポリシーに基づく学生募集を推進している。 入学者選抜においては、書類審査、小論文、面接等を通じて、アドミッション・ポリシーに基づく評価を実施し、適正な合否判定を行っている。 第三期中期計画においては、「選ばれる大学となる入試改革」を推進方針として掲げ、	

奨学生制度の整備や各学科の魅力の可視化による競合校との差別化を図るとともに、SNS 広告やインターネットを活用した認知度向上施策を展開し、広報活動の強化に取り組んでいる。

【自己点検により発見された課題などに対する改善状況と今後の取組み予定】

アドミッション・ポリシーについては、学生便覧、大学 Web サイト及び入試要項に明記し、周知を図っているが、情報の適切な発信及び内容の更新を担保する観点から、大学 Web サイトの定期的な点検を継続していく。

アドミッション・ポリシーに基づく入学者確保を推進するため、広報活動及び入試制度の検証を継続するとともに、保育学科の入学者数確保のための、幼児教育・保育分野への興味関心の掘り起こしや、通学圏内である福島県中通り地区の高校生への広報活動について検討と実践を進める。

令和 8（2026）年度の入学者数について、保育学科は入学定員を 50 名として、その 94% を確保したが、食物栄養学科においては 36% に留まった。なお、食物栄養学科は令和 9 年度より募集を停止する。

3-2. 学修支援

評価	評価の視点
A	①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備 教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。
B	②TA(Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実 学修支援のために、TA や SA (Student Assistant) などを適切に活用しているか。
A	②TA(Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実 オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。
A	②TA(Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実 障がいのある学生への合理的な配慮を行っているか。
B	②TA(Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実 中途退学、休学及び留年などへの対応策を講じているか。
確認	指定するエビデンス資料
A	□学修支援に関する方針・計画 ・ 学生便覧 https://www.fukushima-college.ac.jp/disclosures_study/ ・ 令和 7（2025）年度運営計画（大学全体、学部学科、科課室） ・ 教学委員会規程 ・ ファカルティ・ディベロップメントに関する規程 ・ 入学前教育案内、新入生向け通知文（各学科）
A	□学修支援に関する会議体の規則 ・ 各種委員会等設置規程

	・成績不振学生への対応に関する規程 ・教学委員会規程
C	☐ TA、SA などに関する規則 ・該当なし
A	☐ オフィスアワーを学生に周知したこと示す文書 ・本学ウェブサイト上の教員プロフィール https://www.fukushima-college.ac.jp/teacher_profile/ ・各研究室前に曜日・時間帯を公表 ・シラバス https://portal.fukushima-college.ac.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusKensaku/UI/WSL_SyllabusKensaku.aspx
A	☐ 障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況 ・障がいのある学生支援に関する基本方針 ・障がいのある学生への配慮必要事項（フローチャート） ・修学上の合理的配慮申請について（受験生の対応・学生の状況把握・学生の対応についてのフロー） ・障がいのある学生緊急対応時の「エピペン投与講習会」開催（5/15） ・令和7（2025）年度FD・SD合同研修「ふくしま共生サポーター養成講座」（1/7）
A	☐ 退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則 ・教学委員会規程
—	☐ その他のエビデンス資料 ・該当なし
【基準に係る判断】 以上の内容を踏まえ当該基準を満たすか、満たさないか ■ 当該基準を満たす	
【成果が出ている取組み、特色ある取組み】 学生の学修支援の充実を図るため、入学前教育及び初年次教育を実施し、大学での学びへの円滑な移行や学修習慣の定着に取り組んでいる。また、全専任教員が年間を通じてオフィスアワーを設定し、本学ウェブサイト上の教員プロフィール及び各研究室前に曜日・時間帯を公表している。さらに、各学科における少人数教育の特長を活かし、教員及び職員が学生一人ひとりの学修状況や生活状況を把握しながら、日常的な学修相談及び生活相談に対応するとともに、中途退学、休学及び留年に関する相談・支援を行っている。加えて、福島学院大学大学院附属心理臨床相談センターと連携し、心のケアを含めた学生相談体制を整備することで、きめ細かな学修支援を実施している。 また、令和7（2025）年度には「成績不振学生への対応に関する規程」を整備し、学修上の課題を抱える学生に対する組織的な支援体制を構築したところである。今後は、本規程に基づく支援を通じて学生の学修状況を継続的に把握するとともに、学修成果の可視化	

や IR データの活用による分析を進め、学修支援体制のさらなる充実に取り組む。

本学では、障がいのある学生支援に関する基本方針に基づき、障がいのある学生、又は入学希望者に対し、支援を行っている。令和 7（2025）年度は修学上の合理的配慮申請について、学生の対応フロー・受験生の対応・学生の状況把握フローを見直し、申請書様式等の整備を行った。申請のあった学生に対しては、その教育的ニーズと本人の意思を尊重したうえで、対応フローにより、関係科課室と調整を図りながら、具体的な支援内容について、学科会議及び障がい学生支援委員会で審議し、個別の支援計画を策定して対応した。

【自己点検により発見された課題などに対する改善状況と今後の取組み予定】

TA・SA については、現状、各学科において学生間の学び合いによる学修成果の向上に努めている状況にある。本学では少人数教育を基本としており、教員が学生一人ひとりの学修状況や生活状況を把握しながら指導・支援を行う教育環境を整えていることから、現時点では全学的な制度としての位置付けや規程の整備には至っていない。今後は、各学科における運用実態や教育効果を踏まえながら、その在り方について検討する。

また、退学、休学及び留年等の実態や要因についての組織的な分析並びに改善方策の検討については、十分とはいえない状況にある。令和 7（2025）年度には「成績不振学生への対応に関する規程」を整備し、学修上の課題を抱える学生に対する組織的な支援体制を構築した。今後は、本規程の運用を通じて支援の実効性を検証するとともに、学修成果の可視化や IR データの活用を通じて学生の学修状況を把握・分析し、学修支援体制の充実及び学生支援の質の向上に向けた検討を進める。

障がいのある学生への学修支援については、本学 Web サイトや学生課サイト等を利用して周知を進めていく。

3-3. キャリア支援

評価	評価の視点
C	①教育課程におけるキャリア教育の実施 キャリア教育を教育課程に取入れ、適切に実施しているか。
A	②キャリア支援体制の整備 卒業後の進路に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。
確認	指定するエビデンス資料
A	□キャリア支援に関する方針・計画 ・学生支援・キャリア支援課運営計画 ・令和7（2025）年度教育運営計画
C	□キャリア支援に関する授業科目名一覧 ・該当科目なし
A	□キャリア支援に関する会議体の規則 ・就職対策委員会規程
A	□教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧 ・キャリア支援ガイダンス、就職対策セミナー一覧 ・クラスセミナー実施予定表

A	☐ その他のエビデンス資料 ・令和 7（2025）年度所属別現在員表
【基準に係る判断】 以上の内容を踏まえ当該基準を満たすか、満たさないか ■ 当該基準を満たす	
【成果が出ている取組み、特色ある取組み】 本学では、学生支援・キャリア支援課、就職対策委員会及び各学科教員が連携し、進路相談、個別面談、就職ガイダンス、模擬面接、就職対策セミナー等を通じたキャリア支援体制を整備している。 学内で実施した合同企業説明会をきっかけに、学生が事業所のインターンシップや見学会に参加、業界・職業への理解が進み、内定に繋がったケースがあった。座学だけでなく実践の中で、生きた業界企業研究や自己分析を行うことで、マッチング率を高めた。 現在、本学では教育課程にキャリア教育は取入れていないが、保育学科では、年 2 回のアドバイザーによる学生との個人面談を通して、将来の計画(就職・編入学等)について相談・助言等をしている。また、早期から就職活動の意識を高めるため、1 年次からクラスセミナーで就職に関する指導を実施しており、2 年次では、クラスセミナーにおける就職指導に加え、アドバイザーを中心に就職や編入学に関する面談を随時実施している。学生個々の進路状況については、後期以降の学科会議で共有し、保育学科の全教員がキャリア支援を担っている。食物栄養学科も同様にキャリア教育については、教育課程内に位置づけられていないが、クラスセミナーを活用することで、就職対策を実施している。	
【自己点検により発見された課題などに対する改善状況と今後の取組み予定】 キャリア教育については、教育課程内に位置づけられていないものの、教育課程外のクラスセミナー等を活用することで、キャリア支援体制を整備している。今後、キャリア教育科目としての体系的な整理及び教育課程への適切な位置づけについて検討を進める必要がある。 キャリア支援に関する方針や計画は、学科及び担当課がそれぞれ年度毎策定しており、実施段階で共有がなされている。キャリア教育とキャリア支援の連動性を更に高めていくためには、各学科及び学生が抱える課題についての情報共有を強化し、改善について検討する場を委員会以外にも設ける必要がある。	

3-4. 学生サービス

評価	評価の視点
A	①学生生活の安定のための支援 学生サービス、厚生補導のための組織を設置しているか。
A	①学生生活の安定のための支援 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを、学生の多様性に配慮して適切に行っているか。
A	①学生生活の安定のための支援 奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。

確認	指定するエビデンス資料
A	☐ 学生生活支援に関する方針・計画 ・令和7（2025）年度学生課運営計画 ・学生生活規程 ・アルバイト規程 ・学友会会則
A	☐ 学生生活支援に関する会議体の規則 ・福島学院大学短期大学部学則 ・学校法人福島学院 ハラスメント及び性暴力等の防止等に関する規程 ・各種委員会等設置規程 ・学友会連絡会
A	☐ 学生の課外活動の支援に関する規則 ・クラブに関する細則 ・学外活動補助規程
A	☐ 奨学金に関する規則 ・貸与奨学金規程 ・夢・チャレンジ奨学金における授業料及び入学金免除規程 ・FGU 授業料減免規程 ・資格取得奨学金に関する規程
—	☐ その他のエビデンス資料 ・該当なし
【基準に係る判断】 以上の内容を踏まえ当該基準を満たすか、満たさないか ■ 当該基準を満たす	
【成果が出ている取組み、特色ある取組み】 学生の心身に関する健康相談は両キャンパスに医務室を設置し、看護師が常駐し対応している。心的な支援については、学生カウンセラーを配置し、カウンセリングを受けられる体制がある。 医務室では「医務室news」を発行し、入学後の不安、感染症増加等、その時期に応じたテーマで心身の健康に関する情報を学生に提供している。 令和 7（2025）年度はこれまでの貸与奨学金制度に加え、「夢・チャレンジ奨学金における授業料及び入学金免除規程」及び「FGU 授業料減免規程奨学金に関する規程」「資格取得奨学金に関する規程」を制定し、新たな制度を開始した。	
【自己点検により発見された課題などに対する改善状況と今後の取組み予定】 学生生活に関する方針により、学生生活規程等、関係規程の見直しについて検討し、本学Webサイトや学生課サイト等を利用して、わかりやすい情報の提供を進めていく。	

3-5. 学修環境の整備

評価	評価の視点
A	①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営 教育研究上の目的の達成のために必要な校地、校舎などの施設・設備を整備し、適切に管理運営しているか。
A	①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営 快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。
A	①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営 ICT 環境を適切に整備しているか。
A	②図書館の有効活用 図書館を十分に利用できる環境を整備し、教育研究に資する十分な学術情報資料を提供しているか。
A	③施設・設備の安全性・利便性 施設・設備は、バリアフリーなど安全性と利便性を図り、学生の多様性に配慮しているか。
A	③施設・設備の安全性・利便性 施設・設備の安全性（耐震など）を計画に基づき適切に管理しているか。
確認	指定するエビデンス資料
A	☐ 施設・設備の管理に関する規則 ・校地面積：32,088.59㎡(宮代、福島駅前キャンパス合計値) ※設置基準上必要面積：8,140㎡ ・校舎面積：21,710.49㎡(宮代、福島駅前キャンパス合計値) ※設置基準上必要面積：5,618㎡ ・施設設備の維持管理に関する規程 「宮代キャンパス教室等使用規程」「福島駅前キャンパス教室等使用規程」 「体育館使用細則」「カーサ・フローラ利用規程」「カーサ・フローラ利用心得」「のぎく館利用規程」 ・防災・防犯対策に関する規程 「危機管理基本マニュアル」「福島学院大学宮代キャンパス防災計画」「宮代キャンパス防災組織編成」「福島駅前キャンパス防災計画」「福島駅前キャンパス防災組織編成」 ・財務に関する物品等の規程 「福島学院調達規程」「福島学院経理規程」「福島学院固定資産及び物品管理規程」「資本的支出及び修繕費支出に関する取扱要領」
A	☐ ICT 環境について学生に周知したことを示す文書 ・授業用ノートパソコンの準備について（学生配布資料） ・福島学院大学Office365ライセンス 個人アカウント情報（学生配布資料） ・ポータルサイトやGoogle Classroomの操作方法について (宮代キャンパス教務連絡サイト：)

	https://sites.google.com/view/kyomu/%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%A0
A	☐ 図書館に関する規則 ・ 図書館情報センター運営規程 ・ 福島学院大学リポジトリ運用規程 ・ 図書等資料の調達及び管理に関する規程
A	☐ 図書館利用案内 ・ 福島学院大学図書館情報センター 宮代図書館 ・ 福島学院大学図書館情報センター 駅前図書室 ・ 福島学院大学研究紀要投稿の手引き
A	☐ 建物の耐震化率を示す文書 ・ 耐震化率 https://www.fukushima-college.ac.jp/wp-content/themes/fukushimacollege_2025_SSL_1.1/img/disclosures_index/taishin.pdf
A	☐ その他のエビデンス資料 ・ 研究紀要編集及び発行に関する規程 ・ 福島学院大学研究紀要投稿の手引き
【基準に係る判断】 以上の内容を踏まえ当該基準を満たすか、満たさないか ■ 当該基準を満たす	
【成果が出ている取組み、特色ある取組み】 本学では、教育研究上の目的達成に必要な校地・校舎及び施設設備を整備するとともに、ICT 環境の充実を図り、快適な学修環境の整備に努めている。学生全員に Microsoft 365 のライセンスを付与し、個人所有のパソコンにおいても Microsoft Office を利用可能とすることで、ICT を活用した学修環境の充実及び学生の経済的負担軽減につなげている。また、Google Classroom 等を活用し、授業支援及び学修支援を行っている。 図書館情報センターにおいては、授業時間外も利用可能な自主学修環境を整備するとともに、学術情報資料の提供及び利用促進に取り組んでいる。図書館 LINE の運用や OPAC デザインの改善により、開館情報や蔵書検索等の利便性向上を図るとともに、ILL 文献複写利用の増加につながり、学生のみならず教員の教育研究活動支援にも寄与している。また、新入生への図書館利用ガイダンスや学科別クラスセミナーにおける利用説明を実施し、図書館利用の促進を図っている。 さらに、学生が図書館や読書に親しみを持てるよう、「謎解きゲーム」を活用した利用促進、本屋見学ツアー（選書会）、ボードゲームスペースの設置等、学生参加型の取組みを実施している。学生の希望を踏まえた図書や DVD、ボードゲーム等の整備も行っており、学修支援のみならず学生同士の交流促進及び居場所づくりにもつながっている。	
【自己点検により発見された課題などに対する改善状況と今後の取組み予定】 ICTを活用した学修環境のさらなる充実に向け、一部教室等において未整備となっている Wi-Fi 環境について、必要性及び実施可能性を踏まえながら整備に向けた検討を進める。また、図書館における各種取組みについては、利用状況や学生ニーズを踏まえた検証を継	

続し、図書館サービスのさらなる改善及びブラッシュアップに努める。
加えて、学生リクエストに基づく図書・DVD等の資料整備を継続するとともに、ボードゲームの更新やキャンパス間での活用、学生参加型企画の充実等を通じて、学修支援機能及び学生交流の場としての魅力向上を図っていく。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

評価	評価の視点
A	①ディプロマ・ポリシーの策定と周知 ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。
A	②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用 ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。
A	②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用 ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準、修了認定基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。
確認	指定するエビデンス資料
A	☐ ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL ・ https://www.fukushima-college.ac.jp/feature/ ・ https://www.fukushima-college.ac.jp/disclosures_study/
A	☐ ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則 ・ 教学委員会規程 ・ 福島学院大学短期大学部教授会規程
A	☐ 学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など ・ 学生便覧 https://www.fukushima-college.ac.jp/disclosures_study/ ・ 各学科の教育 https://www.fukushima-college.ac.jp/disclosures_basic/ ・ カリキュラムツリー
A	☐ 学位規則、学位審査基準 ・ 福島学院大学短期大学部学則
A	☐ 進級・卒業・単位認定に関する規則 ・ 福島学院大学短期大学部学則 ・ 福島学院大学短期大学部履修規程
A	☐ 単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則 ・ 福島学院大学短期大学部教授会規程
A	☐ その他のエビデンス資料 ・ 2026 大学案内パンフレット
【基準に係る判断】 以上の内容を踏まえ当該基準を満たすか、満たさないか ■ 当該基準を満たす	

【成果が出ている取組み、特色ある取組み】 本学では、ディプロマ・ポリシーを策定し、大学 Web サイト、学生便覧等を通じて学生へ周知している。また、ディプロマ・ポリシーに基づき、単位認定基準、卒業認定基準等を学則、履修規程等に明確に定め、学科会議において進級判定及び卒業認定に係る審議を適切に行い、教授会における審議を経て厳正に運用している。さらに、新入生オリエンテーションや履修登録指導等を通じて、学生が卒業要件及び学修到達目標を理解しながら履修を進められるよう支援を行っているほか、シラバスに到達目標及び評価方法を明示し、成績評価の透明性向上を図っている。
【自己点検により発見された課題などに対する改善状況と今後の取組み予定】 単位認定、卒業認定に係る基準及び運用については概ね適切に実施されているが、教育課程の見直しや社会的要請の変化を踏まえ、ディプロマ・ポリシーとの整合性及び運用の妥当性について継続的な点検・検証を行う必要がある。今後は、教学委員会及び教授会を中心として関係規程等の不断の見直しを行うとともに、単位認定及び卒業認定等に係る基準の適切な運用と質保証のさらなる充実を図る。 大学 Web サイト等における情報公表について、掲載内容の整合性及び適時更新を確保するため、所管部署及び責任体制を明確化し、定期的な点検体制の整備を進める。

4-2. 教育課程及び教授方法

評価	評価の視点
A	①カリキュラム・ポリシーの策定と周知 カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。
A	②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性 カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているか。
A	③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成 カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施しているか。
A	③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成 シラバスを適切に整備しているか。
A	③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っているか。
A	④教養教育の実施 教養教育を適切に実施しているか。
A	⑤教授方法の工夫と効果的な実施 アクティブ・ラーニングなど、教授方法を工夫しているか。
A	⑤教授方法の工夫と効果的な実施 授業を行う学生数（クラスサイズなど）は、教育効果を十分上げられるような人数となっているか。

確認	指定するエビデンス資料
A	☐ カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL ・ https://www.fukushima-college.ac.jp/feature/ ・ https://www.fukushima-college.ac.jp/disclosures_study/
A	☐ カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則 ・ 教学委員会規程 ・ 福島学院大学短期大学部教授会規程
A	☐ 学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など ・ 学生便覧 https://www.fukushima-college.ac.jp/disclosures_study/ ・ 各学科の教育 https://www.fukushima-college.ac.jp/disclosures_basic/
A	☐ 教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど ・ 各学科の教育 https://www.fukushima-college.ac.jp/disclosures_basic/
A	☐ 履修に関する規則 ・ 福島学院大学短期大学部学則 ・ 福島学院大学短期大学部履修規程 ・ 保育学科履修細則
A	☐ 教育課程を検討する会議体の規則 ・ 教学委員会規程 ・ 教学委員会カリキュラム編成部会設置規程 ・ 福島学院大学短期大学部教授会規程
A	☐ シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書 ・ シラバス記入要領
A	☐ 教養教育を検討する会議体の規則 ・ 教学委員会規程 ・ 教学委員会カリキュラム編成部会設置規程 ・ 福島学院大学短期大学部教授会規程
A	☐ その他のエビデンス資料 ・ 保育学科の授業(冊子) ・ 2026 大学案内パンフレット
【基準に係る判断】 以上の内容を踏まえ当該基準を満たすか、満たさないか ■ 当該基準を満たす	
【成果が出ている取組み、特色ある取組み】 本学では、カリキュラム・ポリシーを策定し、大学Webサイト、学生便覧等を通じて学生へ周知するとともに、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を踏まえた体系的な教育課程を編成・実施している。各学科では、カリキュラムツリー等を活用しながら教育課程の体系	

性を明示している。また、シラバス記入要領に基づき、授業概要、到達目標、評価方法及びディプロマ・ポリシーとの関連を明示することで、教育内容及び成績評価の透明性確保に努めている。さらに、少人数教育の特長を活かし、アクティブ・ラーニング、双方向型授業等を通じて教育効果の向上に取り組んでいる。

各学科の取組みとして、保育学科では、教員の教育力及び資質向上を目的としてFD研修を実施している。各教員が授業で工夫している点や効果的な教授方法について、本学Webサイトを活用して学内外へ情報発信し、その内容を共有している。また、その成果を「保育学科の授業」として冊子に取りまとめ、オープンキャンパスで配布することで教育内容の特色を広く発信している。食物栄養学科では、アクティブ・ラーニングの一環として、地域課題の解決を目的とした「特別研究」及び「特別研究Ⅱ」を実施し、地域住民や関係団体と協働しながら、実践的な学びを展開している。授業では、地域の健康課題や地域資源を題材とし、学生が主体的に課題解決に取り組む教育を行っている。

【自己点検により発見された課題などに対する改善状況と今後の取組み予定】

履修登録単位数の上限（CAP制）については、学則改正による是正を行ったところであるが、制度趣旨を踏まえた適切な運用及び点検体制の再構築が課題となっている。また、教育課程の体系性及びカリキュラム・ポリシーとの関連性をより分かりやすく示すため、カリキュラムマップ及びカリキュラムツリーの整備・見直し並びに適切な公表方法について検討を進める必要がある。加えて、教育課程及び教授方法の継続的改善に向け、教学委員会等を中心とした点検・評価体制を強化し、その結果を教育課程編成及び授業改善へ反映していく必要がある。

大学Webサイト等における情報公表について、掲載内容の整合性及び適時更新を確保するため、所管部署及び責任体制を明確化し、定期的な点検体制の整備を進める。

4-3. 学修成果の把握・評価

評価	評価の視点
A	①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用 三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。
B	①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用 学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、短期大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を把握・評価しているか。
B	② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック 学修成果の把握・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。
確認	指定するエビデンス資料
A	□短期大学が求める学修成果を示す文書など ・アセスメント・ポリシー（短期大学全体、学科）

	https://www.fukushima-college.ac.jp/feature/
A	☐ 短期大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など ・ https://www.fukushima-college.ac.jp/feature/ ・ 学生便覧 https://www.fukushima-college.ac.jp/disclosures_study/
A	☐ 学修成果の把握・評価の方針 ・ https://www.fukushima-college.ac.jp/feature/ ・ https://www.fukushima-college.ac.jp/disclosures_study/
A	☐ 学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則 ・ 教学委員会規程 ・ 学科会議設置規程
B	☐ 学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果 ・ https://www.fukushima-college.ac.jp/disclosures_study/ ・ https://www.fukushima-college.ac.jp/disclosures_ir/
B	☐ 学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録 ・ 教学委員会議事録 ・ 学科会議議事録
—	☐ その他のエビデンス資料 ・ 該当なし
【基準に係る判断】 以上の内容を踏まえ当該基準を満たすか、満たさないか ■ 当該基準を満たす	
【成果が出ている取組み、特色ある取組み】 短期大学全体及び、各学科ではアセスメント・ポリシーを策定しており、成績評価、GPA、単位修得状況、資格取得状況、就職状況、授業評価アンケート、学修行動及び学生生活に関するアンケート等、多様な指標を用いた学修成果の把握を行っている。また、WebClass（学修成果可視化システム）におけるeポートフォリオ機能を活用し、学生自身が学修成果を確認できる環境を整備している。	
【自己点検により発見された課題などに対する改善状況と今後の取組み予定】 三つのポリシー及び学修成果の評価方法については、学生の理解促進を図るため、新入生オリエンテーションや在学生ガイダンス等を活用した説明機会の充実を検討する。また、大学Webサイト等における情報公表について、掲載内容の整合性及び適時更新を確保するため、所管部署及び責任体制を明確化し、定期的な点検体制の整備を進める。 さらに、WebClass（学修成果可視化システム）の活用促進とともに、アセスメント・ポリシーに基づく学修成果の分析・評価体制を強化し、教育内容、教育方法及び学修支援の改善へ反映する仕組みの充実を図る。 学修状況の点検・評価については、学生の学修状況確認、資格・免許状取得状況の共有、就職状況調査等を行う全学的な仕組みが整備され、アセスメント・ポリシーに基づくPDCAサイクルが機能し始めている。一方で、その実効性については継続的な検証が必要	

であることから、今後は短期大学全体及び学科のアセスメント・ポリシーに基づき、点検・評価の精度向上を図り、三つのポリシーを起点とした内部質保証の PDCA サイクルを組織的かつ継続的に充実させていく。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

評価	評価の視点
A	①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮 学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制を構築し、必要な規則を整備しているか。
A	②権限の適切な分散と責任の明確化 短期大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。
A	②権限の適切な分散と責任の明確化 教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。
A	③職員の配置と役割の明確化 教育研究活動のための管理運営の遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。
A	③職員の配置と役割の明確化 職員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。
確認	指定するエビデンス資料
A	☐ 短期大学の意思決定に関する組織図 ・学校法人福島学院組織概念図
A	☐ 短期大学の意思決定に関する会議体の規則 ・福島学院大学短期大学部教授会規程 ・大学及び短期大学部運営委員会設置規程
A	☐ 学長の職務権限に関する規則 ・決裁及び決裁委任規程
A	☐ 教授会に関する規則 ・福島学院大学短期大学部学則 ・福島学院大学短期大学部教授会規程
A	☐ 教授会の開催日時・議題一覧 ・令和7（2025）年度教授会開催状況 ・令和7（2025）年度教授会議案一覧
A	☐ 学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書 ・福島学院大学短期大学部学則
A	☐ 事務局組織図 ・学校法人福島学院組織概念図
A	☐ 事務分掌に関する規則 ・業務組織規程

A	☐ 職員採用・昇任の方針・規則 ・ 職員の採用及び昇任に関する規程
一	☐ その他のエビデンス資料 ・ 該当なし
【基準に係る判断】以上の内容を踏まえ当該基準を満たすか、満たさないか ■ 当該基準を満たす	
【成果が出ている取組み、特色ある取組み】 本学では、学長のリーダーシップの下、教育研究活動に係る管理運営を適切に遂行するため、意思決定体制及び運営組織を整備し、関係規程に基づく適切な大学運営を行っている。 学長が学内の諸課題について全学的な視点から検討を行うため、学内主要管理職者を構成員とした大学・短期大学部運営委員会を設置し、協議ができるよう体制を整備している。学長を補佐する体制として副学長を2人配置し、事務局に理事長・学長室を置き、教育運営方針実現のための実務を担い学長を補佐している。 教授会については、学校教育法及び学則、教授会規程に基づき、教育課程、学生の修学及び学位授与等の教育研究に関する重要事項について審議又は意見聴取を行い、その結果を踏まえて学長が適切に意思決定を行う体制が確立している。 また、教学委員会をはじめとする各種委員会において所掌事項ごとの検討を行い、その結果を教授会等へ報告することにより、権限の適切な分散と効率的な運営が図られている。 事務組織については、業務組織規程及び事務分掌に基づき、教務課をはじめとする関係部署に必要な職員を配置し、教育研究活動を支える管理運営体制を整備している。特に教務課では、教授会、教学委員会その他教学関係会議の運営を通じて、会議資料及び議事録の整備、関係部署との調整及び情報共有を通じて、意思決定過程の透明性及び責任体制の明確化に努めている。	
【自己点検により発見された課題などに対する改善状況と今後の取組み予定】 教授会及び各種委員会は概ね適切に機能しているが、近年は教学マネジメントの推進や内部質保証に関する取組みの拡充に伴い、会議体ごとの役割及び審議事項について、より一層の整理が求められている。このため、教授会規程及び各種委員会規程の点検を継続的に実施するとともに、審議事項と報告事項の整理、会議資料の標準化及び議事録の充実を図り、意思決定過程のさらなる明確化に取り組む必要がある。 内部質保証に係る各種データや自己点検・評価結果を教学運営へより効果的に反映できるよう、関係部署との連携強化及び会議運営の効率化を進め、組織的な教学マネジメント体制の一層の充実に取り組む必要がある。 加えて、教育研究活動を支える事務組織についても、業務の高度化・複雑化に対応する観点から、職員配置及び役割分担の適切性について継続的な点検を行い、必要に応じた業務改善及び人材育成を進めることで、教育研究活動のための管理運営機能の一層の充実を図っていく。	

5-2. 教員の配置

評価	評価の視点
A	①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置 設置基準上必要な教員を確保し、適切に配置しているか
A	①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置 教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。
確認	指定するエビデンス資料
A	□教員の採用・昇任の方針・規則 ・教員任用規程 ・福島学院大学所属別現在員表
A	□教員人事に関する会議体の規則 ・福島学院大学短期大学部教員資格審査委員会規程 ・福島学院大学短期大学部教員資格基準規程 ・福島学院大学短期大学部教員資格基準規程施行細則
—	□その他のエビデンス資料 ・該当なし
【基準に係る判断】以上の内容を踏まえ当該基準を満たすか、満たさないか ■ 当該基準を満たす	
【成果が出ている取組み、特色ある取組み】 本学では、教育研究上の目的及び教育課程に即した教員配置を行うため、短期大学設置基準に基づき、必要な専任教員数を確保するとともに、各学科において専門分野との整合性を踏まえた適切な配置を行っている。 教員の採用は、人事計画を基本方針として、学長、各学科長との協議により、短期大学設置基準、教育課程、退職者等の状況を踏まえ、採用を必要とする授業科目の担当者について検討している。	
【自己点検により発見された課題などに対する改善状況と今後の取組み予定】 教育課程改編や資格養成課程への対応を踏まえ、中長期的な視点に立った教員配置計画の必要性が高まっている。授業委嘱日を踏まえた採用スケジュールにより、教員の確保を行っていくとともに、教育研究の質保証に資する教員配置の充実に努めていく。	

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

評価	評価の視点
A	①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施 教育内容や方法を改善するための研修・研究を教職協働で組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。

A	② SDをはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み 職員の資質・能力向上のための研修などを組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか
確認	指定するエビデンス資料
A	☐ FDの方針・計画 ・令和7(2025)年度FD・SD研修計画
A	☐ FDの実施報告書 ・令和7(2025)年度FD・SD研修実施報告
A	☐ SDの方針・計画 ・令和7(2025)年度FD・SD研修計画
A	☐ SDの実施報告書 ・令和7(2025)年度FD・SD研修実施報告
一	☐ その他のエビデンス資料 ・該当なし
【基準に係る判断】以上の内容を踏まえ当該基準を満たすか、満たさないか ■ 当該基準を満たす	
【成果が出ている取組み、特色ある取組み】 本学では、教育内容・方法の改善及び大学運営に関わる教職員の資質・能力向上を図るため、令和7(2025)年度FD・SD研修計画に基づき、教職協働による組織的かつ計画的な研修を実施している。 FDについては、「ファカルティ・ディベロップメントに関する規程」に基づきFD委員会を設置し、研究倫理、学修成果の把握・評価、学生支援等に関する研修を全学的に実施している。全学FD研修会に加え、各学科においては学科FD研修会を実施し、各専門分野及び教育課程の特性に応じた教育改善に関する研究・研修を行う体制を整備している。 SDについては、「スタッフ・ディベロップメントに関する規程」に基づきSD委員会を設置し、短期大学運営に必要な知識及び教職員の資質・能力向上のために必要な取組みを行っている。全学SD研修会のほか、事務局課室内における課内SDの実施を推奨し、各課室の業務特性に応じた知識・技能の向上に取り組んでいる。	
【自己点検により発見された課題などに対する改善状況と今後の取組み予定】 FD・SDについては、組織的かつ計画的な実施体制を整備しているものの、急速な社会変化、DX化の進展、高等教育政策の動向及び学生支援ニーズの多様化に対応するため、研修内容の更なる充実が求められている。 今後は、社会的課題やDX推進、内部質保証、IR活用、合理的配慮及び学生支援等をテーマとした研修内容の充実を図るとともに、外部研修への積極的な参加機会を確保し、教職員の専門性及び実務能力の向上に取り組む。また、研修実施後のアンケートや振り返りを通じて研修効果を検証し、次年度計画へ反映することで、FD・SDの継続的な改善及び実効性向上を図っていく。	

5-4. 研究支援

評価	評価の視点
A	①研究環境の整備と適切な管理運営 快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。
A	②研究倫理の確立と厳正な運用 研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。
B	③研究活動への資源の配分 研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援と RA (Research Assistant) などの人的支援を行っているか。
A	③研究活動への資源の配分 研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。
確認	指定するエビデンス資料
C	☐ 研究環境に関する調査の結果 ・該当なし
A	☐ 研究環境整備の方針・計画 ・学校法人福島学院第三期中期計画
A	☐ 研究倫理に関する規則 ・本学教員の研究にかかる基本的責務に関する規程 ・本学研究倫理審査委員会設置規程
A	☐ 研究費の適正利用に関するマニュアル ・本学における研究活動及び研究業績にかかる不正行為及びその対応に関する規程 ・科研費マニュアル（補助金） ・事務処理マニュアル（助成金） ・競争的資金等に係る間接経費の取扱方針
A	☐ 研究活動への資源配分に関する規則 ・教員研究教育費（教員経費）規程 ・特別研究交付金規程
C	☐ 研究活動に対する RA など人的支援に関する規則 ・該当なし
A	☐ 科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書 ・外部研究費の申請要項等を学内全教員へ周知した電子メールの写し
A	☐ 外部資金応募・獲得の実績一覧 ・外部資金獲得の現状および外部資金獲得の計画、支援について https://www.fukushima-college.ac.jp/disclosures_report/
A	☐ その他のエビデンス資料 ・FD 研修（研究倫理・コンプライアンス教育）開催通知

【基準に係る判断】以上の内容を踏まえ当該基準を満たすか、満たさないか

■ 当該基準を満たす

【成果が出ている取組み、特色ある取組み】

本学では、「学校法人福島学院第三期中期計画」に基づき、教育研究活動の推進に必要な研究環境の整備及び管理運営を行っている。各教員に研究活動に必要な研究室及び情報環境を整備するとともに、図書館情報センター、学術情報資料及び ICT 環境等を活用しながら、教育研究活動を円滑に実施できる環境整備に努めている。

研究活動への資源配分については、「教員研究教育費（教員経費）規程」及び「特別研究交付金規程」に基づき、研究活動に必要な経費を配分し、研究の継続的推進及び教育研究の質向上を支援している。また、研究費の適正執行については、研究費使用に関するマニュアルや事務処理マニュアル等を整備し、適正な管理運営に努めている。

研究倫理の確立及び厳正な運用については、「本学教員の研究にかかる基本的責務に関する規程」「本学研究倫理審査委員会設置規程」等を整備し、研究倫理審査体制を構築している。加えて、研究倫理及びコンプライアンス意識の向上を目的として、毎年度、研究倫理・コンプライアンス教育（FD 研修）を実施し、全教員の受講を義務付けていることにより、研究活動における適正な遂行体制の維持及び意識醸成を図っている。

外部研究資金の導入については、科研費等の競争的資金に関する申請要項や制度改正情報等を電子メール等により全教員へ周知するとともに、申請機会及び制度内容に関する情報提供を積極的に実施している。その結果、競争的外部研究資金の獲得実績につながっており、研究活動の推進及び研究基盤の強化に寄与している。

【自己点検により発見された課題などに対する改善状況と今後の取組み予定】

研究環境及び研究倫理に関する体制については、関係規程及び研究費執行ルール等を整備し、概ね適切に運用している。一方で、研究環境に関する組織的な調査及び検証の実施には至っておらず、教員ニーズを踏まえた研究支援の改善に向けた点検体制の構築が課題となっている。

また、研究活動への資源配分については、研究費に関する制度整備は行っているものの、RA（Research Assistant）等の人的支援に関する規程及び運用体制は整備されていない。現状では研究支援需要等を踏まえ、人的支援制度の必要性は限定的であるが、今後は教育研究活動の高度化及び研究ニーズの変化を踏まえ、教員の研究支援ニーズを把握しながら、人的支援の在り方について検討を進める。

さらに、外部研究資金については、科研費をはじめとする競争的資金への応募促進に向け、申請支援及び情報提供体制の充実を図るとともに、研究成果の蓄積及び研究力向上につながる支援体制の強化に取り組んでいく。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

評価	評価の視点
A	①経営の規律と誠実性の維持 組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を誠実に行っているか。
A	①経営の規律と誠実性の維持 法令などに基づき、教学マネジメント指針を参考に、情報の公表を適切に行っているか。
A	①経営の規律と誠実性の維持 法人の業務の適正を確保するために必要な内部統制システムを適切に整備しているか。
A	②環境保全、人権、安全への配慮 環境や人権について配慮しているか。
A	②環境保全、人権、安全への配慮 学内外に対する危機管理の体制を整備し、それが適切に機能しているか。
確認	指定するエビデンス資料
A	□組織倫理に関する規則 ・ 学校法人福島学院寄附行為 ・ 福島学院 コンプライアンス推進規程
A	□情報公表に関する規則 ・ 福島学院 情報公表規程
A	□学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL ・ https://www.fukushima-college.ac.jp/disclosures_basic/
A	□私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL ・ https://www.fukushima-college.ac.jp/corporation_info/
A	□内部統制システムの基本方針 ・ 学校法人福島学院 内部統制システム整備の基本方針
C	□内部統制の組織体制を示す図 ・ 該当なし
A	□内部統制に関する規則 ・ 福島学院 公益通報に関する規程
A	□ハラスメント防止に関する規則 ・ 学校法人福島学院 ハラスメント及び性暴力等の防止等に関する規程
A	□個人情報保護に関する規則 ・ 福島学院 個人情報保護規程
A	□危機管理に関する方針・規則 ・ 防災・防犯対策規程 ・ 福島学院 危機管理規程

A	☐ 危機管理に関するマニュアル ・学校法人 福島学院 危機管理基本マニュアル
A	☐ その他のエビデンス資料 ・福島学院ガバナンスコード https://www.fukushima-college.ac.jp/disclosures_report/
【基準に係る判断】 以上の内容を踏まえ当該基準を満たすか、満たさないか ■ 当該基準を満たす	
【成果が出ている取組み、特色ある取組み】 関係規程に基づき、法令遵守と適正な運営に努めるとともに、組織運営の透明性及び規律性の向上が図られている。 また、学校教育法施行規則第 172 条の 2 及び私立学校法第 151 条等に基づき、教育研究活動、財務情報、組織運営等に関する情報を大学ウェブサイトにおいて適切に公表し、教学マネジメント指針を踏まえた情報公開及び説明責任の充実に努めている。	
【自己点検により発見された課題などに対する改善状況と今後の取組み予定】 情報公表については、法令及び関係指針等を踏まえ、掲載内容の点検及び年度更新を適切に実施し、最新かつ正確な情報提供に努める。今後も継続的な見直しを行い、情報の透明性及び説明責任の充実に図る。 内部統制に関する体制及び運用状況について、関係者間での役割や責任分担、報告経路等をより明確化し、共通理解を促進する観点から、内部統制の組織体制を示す図等の整備を進める必要がある。今後は、内部監査、会計監査、各部門の役割及び連携体制を可視化し、内部統制の実効性向上に資する資料として継続的に見直しを行う。 また、内部統制の充実・強化を通じ、関連規程を基にコンプライアンス研修等を実施し、教職員の意識醸成を図る。	

6-2. 理事会の機能

評価	評価の視点
A	①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、それが適切に機能しているか。
A	①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性 理事会の運営を適切に行っているか。
A	①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性 理事の選任を適切に行っているか。
A	②使命・目的の達成への継続的努力 短期大学の使命・目的を達成するために継続的な努力をしているか。
確認	指定するエビデンス資料
A	☐ 法人の意思決定に関する組織図 ・学校法人福島学院 組織概念図

A	☐ 予算・決算を承認した際の理事会の議事録 ・ 第 2 回理事会議事録 (070522) ・ 第 15 回理事会議事録 (080307)
A	☐ 理事を選任する会議体の規則 ・ 学校法人福島学院寄附行為
A	☐ 理事を選任した際の会議体の議事録 ・ 第 2 回理事会議事録 (070522) ・ 第 9 回理事会議事録 (071016) ・ 第 12 回理事会議事録 (080124)
A	☐ 中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録 ・ 令和 5 年度第 10 回理事会議事録 (060309)
A	☐ 理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書 ・ 第 13 回理事会議事録 (080204) ・ 第 15 回理事会議事録 (080307)
—	☐ その他のエビデンス資料 ・ 該当なし
【基準に係る判断】 以上の内容を踏まえ当該基準を満たすか、満たさないか ■ 当該基準を満たす	
【成果が出ている取組み、特色ある取組み】 令和 7（2025）年 4 月 1 日施行の改正私立学校法に伴い、令和 7（2025）年 3 月 7 日付けで認可された学校法人福島学院寄附行為に基づき、理事会の権限及び責任体制を明確化し、適正な法人運営に努めている。 理事会においては、予算・決算の審議及び承認、中期計画の策定・見直し、法人運営に係る重要事項の審議を適切に実施しており、大学の使命・目的の達成に向けた意思決定体制が整備され、機能している。	
【自己点検により発見された課題などに対する改善状況と今後の取組み予定】 使命・目的の達成に向けた意思決定体制の適切な運営に努めるとともに、理事会運営及び理事選任を関係法令・規程に基づき適切に実施し、継続的な改善に取り組んでいく。	

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

評価	評価の視点
A	①法人の意思決定の円滑化 意思決定において、理事会と評議員会が意思疎通と連携を適切に行っているか。
A	①法人の意思決定の円滑化 教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。
A	②評議員会と監事のチェック機能 評議員会の運営を適切に行っているか。

A	②評議員会と監事のチェック機能 評議員の選任を適切に行っているか。
A	②評議員会と監事のチェック機能 監事の選任を適切に行っているか。
A	②評議員会と監事のチェック機能 監事は、監事の職務を適切に行っているか。
確認	指定するエビデンス資料
A	☐ 評議員を選任した際の会議体の議事録 ・ 第 2 回評議員会議事録 (070531)
A	☐ 監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録 ・ 第 2 回評議員会議事録 (070531) ・ 第 3 回評議員会議事録 (070724)
A	☐ 予算・決算を審議した際の評議員会の議事録 ・ 第 2 回評議員会議事録 (070531) ・ 第 7 回評議員会議事録 (080307)
A	☐ 監事監査に関する規則 ・ 福島学院 監事監査規程
A	☐ 監事監査計画書 ・ 令和 7 (2025) 年度 監査計画書
—	☐ その他のエビデンス資料 ・ 該当なし
【基準に係る判断】 以上の内容を踏まえ当該基準を満たすか、満たさないか ■ 当該基準を満たす	
【成果が出ている取組み、特色ある取組み】 令和 7 (2025) 年 4 月 1 日施行の改正私立学校法に伴い、令和 7 (2025) 年 3 月 7 日付けで認可された学校法人福島学院寄附行為に基づき、適正な評議員会運営を行っている。 監事については、監事監査規程及び監査計画書に基づき、法人業務及び財産状況に関する監査を実施し、法人運営の適正性確保及びガバナンス機能の向上に寄与している。 さらに、学長会議等を通じて教職員の意見や提案を把握し、教学運営及び大学運営に反映する仕組みを整備することで、組織内の意思疎通及び管理運営の円滑化を図っている。	
【自己点検により発見された課題などに対する改善状況と今後の取組み予定】 理事会、評議員会及び監事によるチェック機能は適切に機能しているが、改正私立学校法を踏まえたガバナンス体制のさらなる充実及び役割理解の深化が求められる。 役員・評議員を対象とした BD (ボード・ディベロップメント) 研修を行い、ガバナンス強化を図っていく。	

6-4. 財務基盤と収支

評価	評価の視点
B	①財務基盤の確立 短期大学を運営するために必要な財務基盤を確立しているか。
B	②収支バランスの確保 収入と支出のバランスが保たれているか。
A	②収支バランスの確保 外部資金の導入の努力を行っているか。
B	③中期的な計画に基づく適切な財務運営 中期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行っているか。
確認	指定するエビデンス資料
A	□予算編成方針 ・福島学院予算管理規程 ・福島学院令和7（2025）年度資金収支予算概要の説明
A	□財務計画書 ・学校法人福島学院第三期中期計画
A	□外部資金導入の実績 ・外部資金獲得の現状および外部資金獲得の計画、支援について https://www.fukushima-college.ac.jp/disclosures_report/
A	□資産運用に関する規則 ・福島学院資産運用規程
—	□その他のエビデンス資料 ・該当なし
【基準に係る判断】以上の内容を踏まえ当該基準を満たすか、満たさないか ■ 当該基準を満たす	
【成果が出ている取組み、特色ある取組み】 法人全体の財務状況については、第三期中期計画及び年度ごとの事業計画・予算編成により、安定した財務基盤の確立を目指し財務運営を行っている。また、近年の入学者数を踏まえたうえで学生募集活動を強化し、学生確保に向けて最大限の努力をするとともに補助金獲得にも注力し安定的な収入を確保することに取り組んでいる。その他、外部資金の獲得に向けて大学施設の貸与事業等を行っているほか、競争的外部研究資金の獲得に向け、教員に対し申請機会及び制度内容に関する情報提供を積極的に実施していることで、競争的外部研究資金の獲得実績につながっている。	
【自己点検により発見された課題などに対する改善状況と今後の取組み予定】 第三期中期計画を基本として、収入についてはマネジメント学部を中心とした学生募集強化、改革総合支援事業等、補助金獲得に努め、支出においては段階的な経費抑制方針により運営を進める。第三期中期計画3年目となる令和8（2026）年度においても、教育の質保証を担保するための教学改革を進めることにより学生の満足度を高め、入学者を確保す	

る一方で、休学者、退学者の減少を図り、納付金収入の維持に努めるとともに、経費については抑制方針とする中で重点事業を取決め、メリハリのある予算配分を行い教育の質を上げていくことができるよう計画する。

6-5. 会計

評価	評価の視点
A	①会計処理の適正な実施 学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。
A	①会計処理の適正な実施 予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。
A	②会計監査の体制整備と厳正な実施 会計監査人の選任を適切に行っているか。
B	②会計監査の体制整備と厳正な実施 会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。
確認	指定するエビデンス資料
A	□経理に関する規則 ・ 福島学院経理規程 ・ 福島学院調達規程
A	□会計監査人の選任に関する規則 ・ 学校法人福島学院寄附行為
A	□会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など ・ 令和 7（2025）年度監査報告書
—	□その他のエビデンス資料 ・ 該当なし
【基準に係る判断】以上の内容を踏まえ当該基準を満たすか、満たさないか ■ 当該基準を満たす	
【成果が出ている取組み、特色ある取組み】 法人の会計処理は学校法人会計基準及び「福島学院経理規程」、「福島学院調達規程」、「福島学院予算管理規程」等、財務関係規程に基づき適正に行われている。資産及び資金の管理と運用においては、安全性を第一に考えて銀行預金のみで運用している。「福島学院資産運用規程」に基づき適切な会計処理を行い、安全かつ適正に管理している。予算編成については、次年度の予算案編成作業を毎年 12 月から開始し、中期計画に基づいた各科課室の運営計画案を集約した大学全体の事業計画及び各科課室から提出された予算積算書を集約した予算案について、常任理事会の議を経て毎年 3 月に開かれる評議員会の意見を踏まえたうえで理事会において最終決定している。	
【自己点検により発見された課題などに対する改善状況と今後の取組み予定】 予算の執行状況については経理課において月次単位で予算管理表を作成し、各科課室に	

フィードバックし、相互に予算執行内容を確認している。また 3 か月ごとに開催される月次決算検討会では理事長・学長、学内理事をはじめ監事も出席し予算執行内容、資産運用状況等を確認している。予算執行の中で新たな計画等が発生した場合等、必要に応じて補正予算を編成し、理事会、評議員会に諮ることによって適正に実施されており、引き続きこれらの取組みを継続していく。

一方で、会計監査等の実効性向上に向けた内部統制体制の強化については、内部監査機能を有した部署の設置が課題となっていることから、今後、監査体制及び内部統制機能の在り方について検討を進めていく。

以 上

自己点検・評価委員会